

第2章

安心して子どもを産み育てられ、
いつまでも元気に過ごせるまち基本
方針

5

子どもが健やかに育つまちづくり

基本施策

15

子育て支援の充実

めざす
まちの姿

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進め、家族、地域、ボランティア、事業者、学校、行政などが一体となり子育てをみんなで支えるまちをめざします。

現
状

- ◆母子健康手帳交付、新生児訪問、乳幼児健診等の機会を捉え、妊娠、出産、子育て等に関する情報を提供しており、子育てアプリ等の活用により、健診、予防接種などの情報をタイムリーに届けています。
- ◆子育て世代包括支援センターを開設し、教育機関、医療機関等との連携を図り、妊娠から出産、子育て期の切れ目のない支援を行うとともに、子ども家庭総合支援センターを設置し、子育て世代包括支援センター及び家庭児童相談室などと連携した支援と保護が必要な子どもへの対応を強化しています。
- ◆ひとり親家庭の相談について、母子・父子自立支援員の配置や専用ダイヤル設置により相談体制を整えています。
- ◆保護者のニーズに合わせ、ファミリーサポートセンター事業、病児・病後児保育事業の実施や延長保育、一時預かり、学童保育所の新たな設置と定員の拡充などに取り組んでいます。
- ◆子育て家庭への経済的な負担の軽減を図るため、乳幼児から高校生世代までの医療費を助成しています。
- ◆18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の3人目以降の子どもの給食費無料化により、多子世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進しています。

課
題

- ◇少子化が進行しており、子どもを産み育てたいと思える地域社会の構築に向けて、妊娠や出産、子育てに関する不安や負担を軽減するための様々な支援を展開していくことが必要です。
- ◇ひとり親家庭の支援のため、関係機関と連携しながら児童福祉のみならず、母子保健や雇用、教育など、多岐にわたる支援の充実が必要です。
- ◇子育て世代に選ばれるまちとして、森林や木とのふれあいなど、本市の特色を生かした子育て支援の充実が必要です。
- ◇妊娠・出産・子育てなどに関する情報を手軽に入手でき、必要な情報を迅速に伝えることができる子育てアプリの利用促進が必要です。
- ◇子育てに理解や熱意のある人材を確保し、身近な人などの助け合いで子育てを支えるサポート体制を継続していくことが必要です。
- ◇在宅乳幼児の子育て支援センターの利用率向上を図り、保護者同士の交流を促進することが必要です。
- ◇子どもの家庭環境が多様化する中、児童虐待の防止などに向けて関係機関の連携強化と家庭環境や状況に合わせた支援が必要です。
- ◇仕事と子育てを両立できるための支援として、幼児教育・保育無償化の影響などを踏まえ、保護者の多様な保育ニーズに応える保育サービスの提供が必要です。

個別施策の方向性と主な取組 (★は総合戦略事業に関連する取組)

① 子育て支援の充実 (★)

《施策の方向性》

安心して子どもを産み育てられるよう、母子の健康づくりや経済的負担の軽減など、安心して子育てができる環境の整備を総合的に推進します。

《主な取組》

- ①-1 妊娠から出産、子育て期の切れ目のない支援を行うとともに、関係機関との連携などにより、母子保健事業及び子ども子育て支援事業の充実を図ります。
- ①-2 妊娠・出産・子育てなどに対する経済的な負担を軽減するため、支援の充実を図ります。
- ①-3 ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、関係機関と連携し、相談・支援の充実を図ります。
- ①-4 誕生祝い品として宍粟材で製作した木のおもちゃを贈呈するとともに自然や木製品とふれあうなど、森林や宍粟材を生かした遊びや学びの場づくりを推進します。
- ①-5 妊娠、出産、子育てに関する正しい知識と情報の提供に努めるとともに、子育てアプリの活用を促進します。

② 地域や社会で子育てを支える体制づくり(★)

《施策の方向性》

地域全体で子育てを支える子育て支援ネットワークを構築します。

《主な取組》

- ②-1 子育てを支える体制づくりに向けて、市民、地域、関係機関、事業者などが子育てへの関心や理解を深めることができる機会を創出し、子育てへの協働意識を醸成します。
- ②-2 地域の相互援助活動であるファミリーサポートセンターへの新規会員登録につながるよう、制度や趣旨の理解を広げる広報活動を行います。
- ②-3 保護者同士のネットワークづくりや交流の場づくりに取り組むとともに、子育て相談の充実に取り組みます。
- ②-4 関係機関と連携し、児童虐待の防止、早期発見に取り組むとともに、必要な専門職の確保や担当者のスキル向上を図ります。

③ 保育ニーズへの対応(★)

《施策の方向性》

子育てと仕事の両立を支援し、多様化する保育ニーズに柔軟に対応するため、保育サービスの充実を図ります。

《主な取組》

- ③-1 円滑な学童保育の運営を行うため、保護者や学校との連携を強化するとともに、学童支援員の確保・人材育成に取り組めます。
- ③-2 認定こども園の整備に合わせて保護者のニーズを把握し、市内のすべての園所で、延長保育、一時預かり事業が実施できるよう取組を進めるとともに、病児・病後児保育事業を実施します。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所(算出方法)
出生数	人	170	163	住民基本台帳(毎年4月から3月までの出生数)
【目標値の考え方】宍粟市人口ビジョンにおける将来の出生数に関する令和7年及び令和12年時点の目標から推計した出生数を目標値とする。				
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	%	96.7	現状値より増加	法定の乳幼児健診(乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診)の全国統一アンケートの年間集計
【目標値の考え方】子育て施策の充実により、現状値よりも増加することを目標とする。				
ファミリーサポートセンター会員数	人	243(R1)	現状値を維持	担当課保有の管理台帳(年度末)
【目標値の考え方】引き続き保護者などを対象に会員の登録を推進することで現状維持を目標とする。				
子育て支援センター利用組数【延べ】	組	499(R1)	603	年間子育て支援センターの利用組数
【目標値の考え方】第2期子ども・子育て支援事業計画による推計値から算出した目標値とする。				

関連する個別計画 | ・宍粟市子ども・子育て支援事業計画

就学前教育の充実

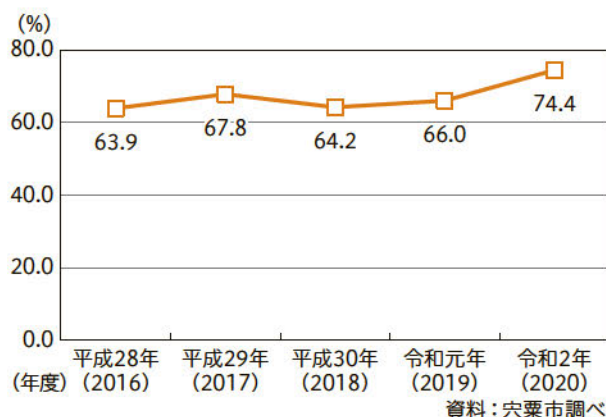
めざす
まちの姿

就学前の子どもたちが幼稚園・保育所・認定こども園において、質の高い教育・保育を受け、心豊かにたくましく生きる力を身につけられるまちをめざします。

現状

- ◆低年齢からの保育所利用の増加等、ニーズが変化している中、保護者アンケートを実施するなどニーズに沿った園所運営に努めています。
- ◆幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続を図るため、学校園所パートナーシップ事業に取り組むとともに、教育・保育活動に対する保護者・地域の理解を得るため、公立の全園所において、自己評価または関係者評価を実施しています。
- ◆本市では宍粟市幼保一元化推進計画に基づき、よりよい子どもの教育・保育の環境整備を図るため、幼稚園、保育所の一元化を推進しています。
- ◆宍粟市教育研修所事業ライフステージ別（幼児教育・保育）研修を実施し、職員の資質向上を図っています。

関係者評価におけるA評価の割合



課題

- ◇本市では年度当初の待機児童はないものの、核家族化の進行により祖父母世代からの子育て支援を受けづらい状況や、年度途中で希望する保育所に入れないケースも見られることから、子どもの数や地域の状況に応じた適切な受け皿づくりや保育士の確保が必要です。
- ◇幼児期の子どもたちが小学校での学びや生活を円滑に始めるためには学校園所の連携により、子どもの発達や学びの連続性を確保することが必要です。
- ◇保護者や地域の理解を深めるための説明会や懇談会を開催し、幼稚園・保育所から認定こども園への円滑な移行を図りながら、多様な教育・保育活動、総合的な子育て支援ができる環境の整備を進めていくことが必要です。



個別施策の方向性と主な取組 (★は総合戦略事業に関連する取組)

① 幼児教育・保育の充実(★)

《施策の方向性》

未来を担う子どもたちがふるさとに誇りを持ちながら夢と希望を持って健やかに育つことができるよう、幼児教育・保育の充実と小学校への滑らかな接続を図ります。

《主な取組》

- ①-1 小学校への滑らかな接続を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携強化とともに、私立保育所などに対する学校園所パートナーシップ事業への参加を促進します。
- ①-2 教職員及び保育士の資質の向上を図るため、ライフステージ別研修を実施するとともに、キャリアアップ研修会を開催し、キャリアアップによる処遇改善により、保育士の確保に取り組みます。
- ①-3 子どもたちが森林や木とふれあうことができる環境づくりなど、市内の幼稚園、保育所、認定こども園において木育を推進します。

② 幼保一元化に向けた取組の推進

《施策の方向性》

「宍粟市幼保一元化推進計画」に基づき、幼保一元化に向けた取組を推進するとともに、幼稚園、保育所運営の改善・向上を図ります。

《主な取組》

- ②-1 地域において、幼保一元化に向けた説明会や懇談会を開催し、地域・保護者の理解を深めるとともに、認定こども園の整備を推進し、運営などを支援します。
- ②-2 公立・私立共に自己評価に加えて、関係者による教育・保育活動の評価を行い、より質の高い幼児教育・保育の提供に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所(算出方法)
幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携事業数	件	114	216	「しそく学校園所パートナーシップ」による連携事業数
【目標値の考え方】各園所で月1回の事業実施を目標とする。(18園所×月1回×12月=216件)				
幼稚園・保育所・認定こども園の関係者評価実施率	%	60.0	100	第三者評価又は関係者評価を実施した施設数÷全施設数
【目標値の考え方】5年間で全施設において第三者評価又は関係者評価を実施することを目指す。				
関係者評価におけるA評価の割合	%	74.4	100	関係者評価におけるA評価の割合
【目標値の考え方】すべての評価項目がA評価(保護者アンケート及び関係者の評価が4段階のうち、Aと答えた人が8割以上いる状態をA評価としている。)となることを目標とすることで、保育の質の向上を図る。				
認定こども園再編実施校区数	校区	3	7	担当課保有の管理台帳(年度末)
【目標値の考え方】「宍粟市幼保一元化推進計画」に基づき設定				

関連する個別計画

- ・しそくこども指針
- ・宍粟市子ども・子育て支援事業計画
- ・宍粟市幼保一元化推進計画

学校教育の充実

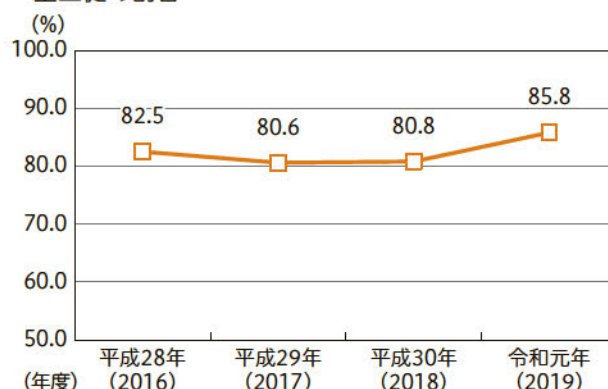
めざす
まちの姿

子どもたちが地域での様々な体験を通して、豊かな心や社会性を育てることができるよう、学校・家庭・地域が連携した地域総がかりの教育環境を整え、「生きる力」を身につけられる教育環境が整ったまちをめざします。

現状

- ◆しそく学力向上グランドルールや、タブレットなどの ICT 機器を活用して授業改善を行うとともに、学校の特色を生かした学校提案型の「しそく学校生き生きプロジェクト事業」を実施しています。
- ◆イングリッシュコーディネーターを配置し、小中9年間を見通したカリキュラムの作成や ALT と教職員が連携した市独自の英語授業を推進しています。
- ◆森林を活用した自然体験などを通じ、豊かな心を育成し、明日の災害を担う知・徳・体のバランスのとれた人づくりを推進しています。
- ◆学年ごとに市独自のキャリアノートを作成し、児童生徒に配布し活用することで、将来、社会的・職業的に自立し、自分らしい生き方を実現するための力を育んでいます。
- ◆小中学校では保護者や地域住民が参加できるオープンスクールを開催するとともに、地域と一体となって特色ある学校づくりを行うコミュニティ・スクールの取組を進めています。

■国語及び算数(数学)の授業の内容が分かるという児童生徒の割合



資料：全国学力・学習状況調査

課題

- ◇ ICT 機器の活用や、スクールサポートスタッフの支援により、教職員が児童生徒に寄り添える時間をより多く確保することが必要です。
- ◇急激に変化する社会を生き抜くうえで「生きる力」を身につけるためには知・徳・体をバランスよく育むことが重要です。
- ◇教育内容などの充実や、小学校・中学校段階間の差異に対応するため、小学校・中学校教職員による系統的な小中一貫教育の推進が必要です。
- ◇適切な人間関係を築き、切磋琢磨できる規模の集団を確保するため、学校規模適正化を図るとともに、老朽化施設の改修や児童生徒へのサポート体制の充実など、安全・安心で快適な学習環境の確保が必要です。
- ◇特別な支援を要する児童生徒が能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加ができるよう、医療、保健、福祉、教育の関係機関の連携による支援体制の整備が必要です。

個別施策の方向性と主な取組 (★は総合戦略事業に関連する取組)

① 生きる力(確かな学力、豊かな心、健やかな体)の育成(★)

《施策の方向性》

子どもたちが「生きる力」を身につけられるよう、学校・家庭・地域と連携した教育の充実を図ります。

《主な取組》

- ①-1 木育や様々な大人と学び合う機会の確保など、社会体験や自然体験を通じて、知・徳・体のバランスのとれた人づくりを推進します。
- ①-2 学校給食などを通じ食育を推進するとともに、地元食材の流通の確保に努めます。

- ①-3 教職員への研修などによりキャリア教育の共通理解を深め、キャリア教育の充実に向けた体制づくりを進めます。
- ①-4 小学校・中学校を通じた英語教育の強化により、様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成を図ります。
- ①-5 主体的・対話的で深い学びの実現をめざし、ICTを活用した授業改善を推進します。
- ①-6 道德教育の充実や体験活動を重視し、郷土愛の醸成やいのちを育む大切さなど、豊かな人間形成と人間関係づくりを図ります。
- ①-7 体育・スポーツ活動の充実により、運動に対する興味・関心を高め、健やかな体の育成を図ります。
- ①-8 教職員の指導力向上のため、ICT機器の有効活用や専門性・実践力の向上を目的とした小中高が連携した教職員研修会などを実施するとともに、スクールサポートスタッフや部活動指導員の配置により、教職員の負担軽減を図り、児童生徒に寄り添える時間を確保します。

② 教育環境の整備

《施策の方向性》

学校施設の計画的な改修や「宍粟市学校規模適正化推進計画」に基づいた学校規模の適正化を図るとともに、児童生徒へのサポート体制の充実を図ることにより、安全・安心で快適な教育環境を確保します。

《主な取組》

- ②-1 学校規模の適正化は将来を見据えた計画のもと、保護者や地域の理解に基づき、協議を重ねながら推進します。
- ②-2 学校施設長寿命化計画に基づき老朽化した施設改修を行うとともに、学校規模適正化の進捗に合わせた施設改修などにより、良好な教育環境整備をめざします。
- ②-3 小中一貫教育の導入を進めるとともに、すべての小中学校においてコミュニティ・スクールの推進に努めます。
- ②-4 スクールカウンセラーによる児童生徒や教職員へのカウンセリングを充実させるとともに、しそう学校サポートチームと連携したケース会議や保護者との面談などによる個別対応の充実を図ります。

③ 特別支援教育の充実

《施策の方向性》

特別な支援を要する児童生徒の自立、社会参加を促進できるよう、特別支援教育の充実を図ります。

《主な取組》

- ③-1 特別支援教育推進員を学校規模や業務に応じて、適切に配置します。
- ③-2 関係機関との連携を図り、教育だけにとどまらず、自立や社会参加につながる効果的な支援を行います。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所(算出方法)
国語及び算数(数学)の授業の内容が分かるという児童生徒の割合	%	85.8 (R1)	現状値を維持	全国学力・学習状況、学習習慣等調査
【目標値の考え方】現状値は全国平均値(79.9)を上回っているため、現状維持を目標値として設定する。				
将来、自主的に運動したいと考えている児童生徒の割合	%	71.6 (R1)	現状値を維持	全国体力・運動能力、運動習慣等調査
【目標値の考え方】現状値は全国平均値(69.8)を上回っているため、現状維持を目標値として設定する。				
食べよう宍粟のめぐみ(給食用地元食材料利用率)	%	70.6	77.5	地元産野菜使用重量÷全野菜使用重量
【目標値の考え方】利用率が90%以上の農産物を100%に、主要4品目(じゃがいも・かぼちゃ・大根・玉ねぎ)の利用率を80%に目標とした数値とする。				
コミュニティ・スクール数	校	6	18	担当課保有の管理台帳(年度末)
【目標値の考え方】令和8年度までに全小中学校での設置を目標値とする。				

青少年健全育成の推進

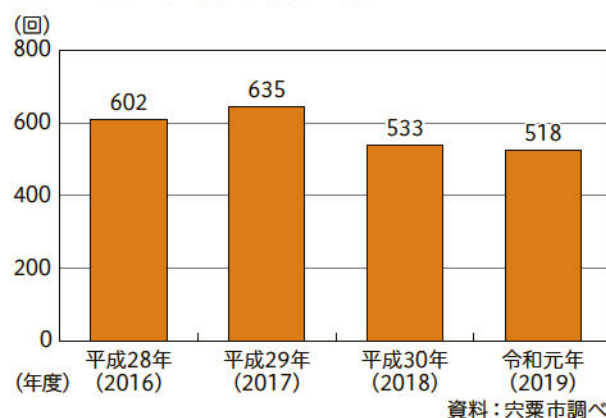
めざす
まちの姿

学校・家庭・地域・関係機関が相互に連携しながら青少年の健全育成に取り組み、豊かな人間性や社会の基本的ルール、自ら考え行動する力を身につけた青少年を育むまちをめざします。

現状

- ◆青少年育成センターの教育相談窓口としての機能を生かし、不登校やいじめ問題等に対応し、学校・家庭・地域の連携の取組支援を行うとともに、しそう学校サポートチームの一員として市内小中学校を定期的に訪問し、学校の抱える課題に対して助言などを行い、必要に応じて関係機関につないでいます。
- ◆不登校、いじめ、体罰、児童虐待、SNSに関するトラブル等、多様化する課題や市民や学校職員からの相談に対応するとともに、スクールソーシャルワーカー、指導主事などで組織するしそう学校サポートチームにより教育相談の質の向上を図っています。
- ◆ネットパトロールの報告会を定期的を実施し、小中学校に情報提供を行い、青少年の問題行動の未然防止に取り組むとともに、非行防止活動として、中学校区育成委員会や更生保護女性会等が連携し、校区ごとの特別巡回訪問や定期巡回活動、市内イベントでの巡回活動、街頭キャンペーンなどを行っています。
- ◆生涯学習を行う市民グループの活動を支援し、学びの成果（知識や技能、経験など）を地域で共有するため、子どもの体験活動などの指導者への就任を働きかけています。

子ども講座・体験活動受講者数



課題

- ◇全国的に非行、いじめ、ひきこもり、SNSに関するトラブル、薬物の乱用など、青少年による問題行動が深刻化しており、学校・家庭・地域・関係機関が連携を深め、子ども支援のネットワークを強化するとともに、市民相互が連携した青少年健全育成の取組を展開していくことが必要です。
- ◇課題や相談内容の多様化により、専門的な人員の確保が必要です。



個別施策の方向性と主な取組

① 青少年健全育成のための推進体制の充実

《施策の方向性》

教育相談体制の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となり、青少年の健全な育成を推進します。

《主な取組》

- ①-1 青少年の問題行動の未然防止や「いじめ見逃しゼロ」に向け、相談支援体制を充実させるとともに、不登校などの児童生徒に対して適応教室（さつき学級）による支援体制の充実を図ります。
- ①-2 多様な相談内容に対応するため、専門的な知識を有する職員などの協力を得るなど、青少年に関する相談体制の充実を図ります。
- ①-3 中学校区育成委員会等による学校・家庭・地域が連携した巡回指導等や街頭キャンペーンなどを充実させ、地域総がかりの青少年健全育成活動を支援します。
- ①-4 青少年がインターネットやSNSを通じて犯罪やトラブルなどに巻き込まれることがないよう、児童生徒及び保護者へのメディアリテラシー（メディアからの情報を見極める能力）教育を推進します。
- ①-5 宍粟市青少年問題協議会や青少年を守り育てる西播磨地域スクラム会議と連携し、健全育成のネットワークのさらなる拡充を図ります。

② 青少年活動の推進

《施策の方向性》

地域や人とのふれあいの中で青少年の健全な育成が図れるよう、青少年の体験活動や社会参加を推進します。

《主な取組》

- ②-1 参加者側のニーズの把握に努め、自然や文化等を生かした多様な体験活動などの内容の充実を図ります。
- ②-2 生涯学習に取り組む市民グループ等の学びの成果を広く地域で共有するため、子どもの体験活動などの指導者への就任を積極的に働きかけます。
- ②-3 青少年の地域に対する愛着と誇りを育むため、まちづくりやボランティア活動などへの参加を促進するとともに、地域や社会との交流機会を創出します。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所(算出方法)
青少年育成委員巡回指導回数	回	68	現状値を維持	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】将来さらなる学校規模適正化が進むことも予測される中で、青少年育成委員数も減少することが予測されるため、現状値を目標値として設定する。				
学校サポートチーム活動回数	回	100	110	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】組織的にも活動内容的にも充実させていく必要があるため、現状値より概ね10%増の数値を目標値とする。				
子ども講座・体験活動受講者数 【延べ】	人	518 (R1)	現状値を維持	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】急激な少子化の進行、放課後時間における多様な学習・体育活動の広まりにより、現状レベル(令和元年度実績)の維持を目標値とする。				

関連する個別計画 | ・宍粟市社会教育振興計画

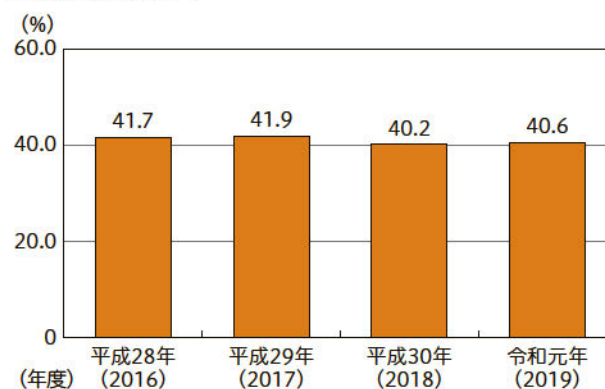
めざす
まちの姿

市民一人ひとりが自分の健康管理に対する意識を高め、それぞれの人生の段階（ライフステージ）に合った健康づくりに取り組むことができるまちをめざします。

現状

- ◆健康づくり推進協議会を設置し関係機関と連携しながら健康増進・食育推進の計画策定、事業の実施、計画の進捗状況などの管理や事業の実施を行っています。
- ◆地域で健康づくりや食育推進に努めてもらうリーダーを育成しています。
- ◆集団健診と医療機関の個別健診を併用して実施できるよう、節目年齢での無料健診の実施、日時指定制や土日の実施など、受診しやすい環境づくりに努めています。
- ◆心の健康について、講座や講演会を実施するとともに、関係機関などと連携した相談体制や支援の充実に努めています。

■特定健診受診率



課題

- ◇高齢化や生活習慣の変化により疾病構造が変化し、要介護の高齢者も年々増加するなど、健康を取り巻く環境が大きく変わる中、健康づくりについて関心を持ち、生涯にわたり、効果的な健康管理を行うことが必要となっています。
- ◇健康リーダーなどのさらなる育成や活躍の場づくりが必要です。
- ◇各種健診の受診率のさらなる向上を図るため、関係機関との連携や調整が必要です。
- ◇行政による各種健康教室や健康相談だけでなく、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができる仕組みづくりが必要です。
- ◇悩み、ストレスを抱えている人の負担を軽減できるよう、相談機関の周知や、心の健康についての正しい知識の普及・啓発が必要です。

個別施策の方向性と主な取組（★は総合戦略事業に関連する取組）

① 生涯を通じた健康づくり活動の推進（★）

《施策の方向性》

すべての人が健やかで心豊かに生活できるよう、ライフステージに合った健康づくりを推進します。

《主な取組》

- ①-1 健康な生活習慣の確立と定着をめざし、健康づくりや若い世代からの食育の実践、喫煙防止教育や禁煙指導の取組など、健康づくり推進協議会を中心に関係機関と連携を図ります。
- ①-2 健康づくりに関するリーダーの育成と、活躍の場づくりに取り組みます。
- ①-3 特定健診や保健指導、がん検診などについて、情報提供や実施方法をさらに工夫し、受診者の増加に努めます。
- ①-4 医師会や歯科医師会などとの連携、調整に努め、健診を受診しやすい環境づくりを推進します。
- ①-5 誰もが気軽に健康相談や健康づくり活動に取り組むことができる機会を確保します。

② 心の健康づくりの推進

《施策の方向性》

誰もが適切な支援につながるができる環境をつくり、心の健康づくりを推進します。

《主な取組》

- ②-1 うつ予防について、医療機関や支援機関など関係機関と連携しながら、正しい理解の促進や適切な支援を行います。
- ②-2 事業所などに対するメンタルヘルスケアの取組の促進を図ります。
- ②-3 市民自らがストレスに気づいて対処できるように、相談しやすい相談窓口の周知など心の健康に関する相談体制の充実を図ります。

③ スポーツを通じた健康づくり(★)

《施策の方向性》

誰もが気軽に参加できるスポーツ活動を通じた健康づくりを推進します。

《主な取組》

- ③-1 ウォーキングコースの設定やラジオ体操の普及などにより、スポーツを通じた健康づくりを推進します。
- ③-2 子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、すべての人がスポーツを通じて健康づくりに取り組むことができる環境づくりを行います。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所(算出方法)
3大生活習慣病による死亡者の割合	%	53.9 (R1)	現状値より減少	県保健衛生統計
【目標値の考え方】健康づくりに関する各施策を効果的に取り組むことにより、減少させることを目標とする。				
人口10万人あたりの自殺者数	人	21.6 (R1)	13.0 以下	県保健衛生統計
【目標値の考え方】国(厚生労働省)が示す目標数値13.0以下を目標とする。				
ゲートキーパー研修受講者数(市民受講者)	人	15	30 以上	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】ゲートキーパー研修を年に1回は実施する計画としているため、1回約30名程度の参加を見込んで令和3年度以降の目標値は年間30名以上の受講者数とする。				
特定健診受診率	%	40.6 (R1)	60 以上	法定報告値
【目標値の考え方】国(厚生労働省)が示す目標数値60%以上を目標とする。				

関連する個別計画

- ・健康しそう21
- ・穴粟市国民健康保険特定健康診査等実施計画
- ・穴粟市食育推進計画
- ・穴粟市国民健康保険データヘルス計画
- ・穴粟市自殺対策計画

地域医療の充実

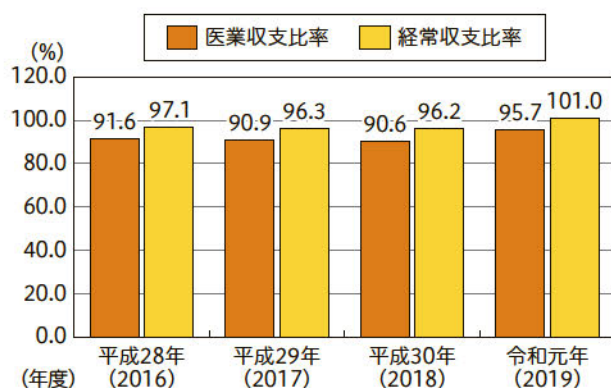
めざす
まちの姿

医療機関がそれぞれの役割分担のもと地域医療体制を充実し、地域全体で医療サービスの強化を図り、安全・安心・信頼の医療が提供されるまちをめざします。

現状

- ◆「穴栗市における地域医療推進のための基本方針」を作成し、取組の方向性を定めるとともに、訪問看護ステーションの活動エリアの拡大や総合病院との連携などにより医療機関が希薄な地域の医療の充実に努めています。
- ◆穴栗総合病院では公立穴栗総合病院改革プランに基づき、医師の確保や病床数の変更などに取り組み、地域包括ケア病棟の病床数見直しとともに、診療窓口の増加及び午後診療の実施に取り組んでいます。
- ◆穴栗総合病院では医師・看護師・薬剤師の養成確保に向けた奨学金制度をはじめ、院内託児所の開設や医師宿舍の設置を行うことで、働きやすい環境づくりに努めるとともに、MRI、CT、血管造影装置等の更新など、医療の高度化と診療科の充実に取り組んでいます。
- ◆地域で育てる病院として、市広報紙やホームページによる情報発信に努めるとともに、「しその地域医療をサポートする会」や病院ボランティアとの協働により、市民の病院への関心と理解を深めるように努めています。
- ◆穴栗総合病院の老朽化が進んでおり、市民の声を反映した構想のもと、新病院建設に取り組んでいます。

■ 医業収支比率と経常収支比率



資料：穴栗市調べ

課題

- ◇本市では令和12(2030)年に後期高齢者人口のピークを迎える予測の中で医療と介護を必要とする人が増加すると予測されるため、身近な地域で日常的な治療や相談ができる「かかりつけ医」や、在宅で生活している要介護者に入院が必要となった時の病院がますます重要になります。
- ◇地域の開業医の減少や偏り、診療科目の不足があり、身近な場所で医療が受けにくい地域があることが課題となっています。
- ◇医師をはじめ看護師など医療人材が不足し地域医療の提供が困難な状況となり、人材の確保・養成が喫緊に求められています。
- ◇本人が希望する場所で希望する形での終末期を迎えることができるよう訪問診療や往診が可能な医療機関の確保、緊急時の入院先の確保、在宅医療を支える訪問看護・在宅介護サービスの充実(24時間対応等)などが必要となってきます。
- ◇穴栗総合病院では市内唯一の病院として救急患者の積極的な受入を行うとともに回復期におけるリハビリテーションの充実やレスパイト入院の拡大など、円滑な在宅復帰・在宅医療の促進に向けた医療の提供を図ることが必要です。

個別施策の方向性と主な取組

① 地域医療の充実

《施策の方向性》

市民が安心して暮らせるよう、地域医療の提供体制の充実を図ります。

《主な取組》

- ①-1 宍粟総合病院を核に市立診療所、訪問看護ステーションなどが連携した地域医療体制の充実を図ります。
- ①-2 医療資源が乏しい市北部での地域医療の確保を図ります。
- ①-3 医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会などと連携して、地域医療の充実に努めます。
- ①-4 身近な地域におけるかかりつけ医、かかりつけ薬局等の定着、地域連携クリティカルパスなどの切れ目のない医療サービスが利用できる体制づくりを行います。

② 宍粟総合病院の充実

《施策の方向性》

地域包括ケアシステムの基幹病院として、また地域の拠点病院として、地域住民の医療ニーズと医療環境の変化に対応しつつ、新病院においても、安全で安心の医療を継続的に提供できる体制整備に努めます。

《主な取組》

- ②-1 西播磨北部の二次救急を担う急性期病院として、また周産期医療を提供するため、医療の高度化に対応する医療機器の計画的な整備を進めます。
- ②-2 地域包括ケア体制の充実及び在宅医療への取組を進めるため、病棟機能変更と内科外来の拡充を図るとともに、レスパイト入院にも対応した病床機能の見直しを図り、円滑な在宅復帰に向けた医療の提供を行います。
- ②-3 医師、看護師、薬剤師の確保とともに、ニーズに応じた診療科の充実を図ります。
- ②-4 SPD（院内物流システム）により、コスト削減・原価管理など、病院運営の改善・効率化を推進します。
- ②-5 市民の声を反映した構想のもと、さらに市民の声を反映しつつ、新病院建設に取り組むとともに、新病院への交通アクセスの確保に取り組みます。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所(算出方法)
患者紹介率	%	54.4	55.0	(紹介患者数+救急搬入初診患者数)÷ 初診患者数
【目標値の考え方】救急医療及び地域包括ケアシステムにおける入院機能を担う病院として、医療機関との連携を強化し、紹介患者の増加(初診患者の半数)をめざす。				
患者逆紹介率	%	55.6	60.0	逆紹介患者数÷初診患者数
【目標値の考え方】市内唯一の病院として、各医療機関と連携を取りながら、機能を分担し地域完結型医療をめざし、令和8年度まで概ね年1%の向上を目標とする。				
病床利用率	%	70.7	91.2	年延入院患者数÷年延病床数
【目標値の考え方】年間延べ56,575人(急性期病床85%、地域包括ケア病床95%)の入院患者受入を目標とする。				
医業収支比率	%	95.7(R1)	99.7	医業収益÷医業費用×100
【目標値の考え方】医業外となる繰入金部分を除き、本業である医業活動における収益基盤の安定化をめざす。				
経常収支比率	%	101.0(R1)	108.6	経常収益÷経常費用×100
【目標値の考え方】単年度収支の黒字化により持続可能な経営の実現をめざす。				

関連する個別計画 | ・公立宍粟総合病院改革プラン ・宍粟市における地域医療推進のための基本方針

地域福祉の充実

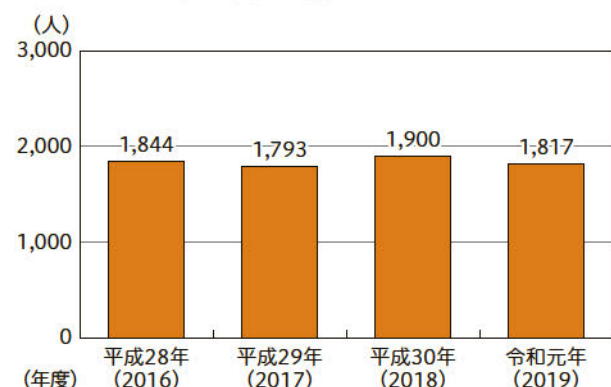
めざす
まちの姿

地域の人と人とのつながりを大切に、お互いに助け合う関係を構築し、「自助」「互助」「公助」という役割分担の理解と意識のもと、市民・地域・関係機関・行政が連携して地域ぐるみの福祉を推進する「地域共生社会」をめざします。

現状

- ◆ 少子高齢化、核家族化等の進行に伴う生活様式や価値観の変化などにより、地域社会の連帯感が希薄になっている中、地域の実情に応じた適切な支援を行うためには地域に住む人々が共に助け合い、支え合う思いやりのある地域福祉の考え方が重要です。
- ◆ 地域福祉活動の中心的な担い手である社会福祉協議会の運営等を支援し、ボランティア連絡会、老人クラブ、民生委員児童委員などの相互連携を支援しています。
- ◆ ひきこもり等、悩みを抱えている人やその家族への支援として、ひきこもり相談や居場所づくりなどを実施し、必要な支援につないでいます。
- ◆ 自殺死亡率が兵庫県下でも高い状況が続いており、自殺予防のためには「生きる支援」に関連する様々な関係機関などの取組を総動員して「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

ボランティア活動実施人数



資料：社会福祉協議会事業報告

課題

- ◇ 地域福祉を支える各団体とも構成員の高齢化や少人数化に伴い、将来の担い手不足が課題となっています。
- ◇ 民間と行政が連携し、学生や社会人なども含めてあらゆる世代がボランティア活動に参加しやすい環境づくりが必要です。
- ◇ 非正規雇用者やひとり親家庭の増加、若年層・中高年のひきこもりなど、公的サービスの利用やその他の福祉的な支援を必要とする人への対応が一層重要となっています。
- ◇ ひきこもりは対象者の年齢、課題等が多岐にわたるため、関係機関等と連携し、必要な支援、不足している支援などについて検討していくことが必要です。
- ◇ 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには様々な関係機関などが連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。

個別施策の方向性と主な取組

① 地域福祉活動の推進

《施策の方向性》

市民の福祉意識の醸成に努めるとともに、地域福祉活動を促進します。

《主な取組》

- ①-1 地域福祉活動に取り組む市民や自治会、老人クラブ、消防団など、地域団体の相互の連携及びその自主的な活動を積極的に支援します。
- ①-2 社会福祉協議会や民生委員児童委員、NPO、ボランティア団体などの活動を支援するとともに、地域福祉活動の担い手育成に努めます。
- ①-3 ボランティア団体や関係団体などへの支援・情報共有を強化し、市民が地域福祉活動に参加しやすい体制整備を促進します。
- ①-4 市民の福祉意識を高めるため、自治会などの団体を通じた福祉学習の推進や学校との協働により、児童生徒が福祉に関心を持てる学習機会を提供します。

② 社会的孤立の解消

《施策の方向性》

誰もが個人として尊重され、人と人とのつながりを感じることができる地域づくりを行います。

《主な取組》

- ②-1 社会の中で孤立している人の地域における居場所づくりや参加の機会づくり、また、当事者家族への支援を行います。
- ②-2 年代や属性に応じた人と人とのつながりづくりを行うことで、気軽に相談でき、助け合えるネットワークづくりを推進します。
- ②-3 民生委員児童委員等との連携により、ひきこもりや閉じこもりなど、地域の中で孤立状態にある人を把握し、適切な支援につなげます。
- ②-4 関係団体との連携により、社会的孤立の状態にある独居高齢者やひきこもりの人を対象とした訪問型支援を推進します。
- ②-5 高齢者、障がいのある人、児童への権利や人権を守るための理解促進や各制度の周知や啓発による利用促進を図ります。
- ②-6 家族の介護や世話、家事等を日常的に担っている18歳未満の子ども（ヤングケアラー）や若者で、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで本人の育ちや教育、就労などに影響が出ている子どもたちの早期発見に努め、相談や適切な支援へつなげます。

③ 自殺対策の推進

《施策の方向性》

誰もが自殺に追い込まれることのない地域づくりを推進します。

《主な取組》

- ③-1 関係機関等との連携により、相談体制の充実や、地域における自殺対策を進めるネットワークを構築するとともに、市職員や関係機関などにおいてゲートキーパーを養成します。
- ③-2 市民や企業などに対し、自殺対策に関する啓発を推進するとともに、特に児童生徒に対してはSOSの出し方に関する教育を行うことで、自らの命を守る取組を促進します。
- ③-3 自殺対策に従事する人や関係者の心のケアに取り組みます。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所(算出方法)
ボランティア活動実施人数	人	1,817 (R1)	1,937	ボランティア活動実施人数(ボランティア災害共済加入者数) ※社会福祉協議会事業報告
【目標値の考え方】ボランティア活動者が高齢化している中、今後は大きな増加は困難と考えるが、関係機関と連携した取組により1年あたり20人の増加を目標とする。				
(再掲)人口10万人あたりの自殺者数	人	21.6 (R1)	13.0 以下	県保健衛生統計
【目標値の考え方】国(厚生労働省)が示す目標数値13.0以下を目標とする。				
(再掲)ゲートキーパー研修受講者数(市民受講者)	人	15	30 以上	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】ゲートキーパー研修を年に1回実施する計画としているため、1回約30名程度の参加を見込み令和3年度以降の目標値は年間30名以上の受講者数とする。				

関連する個別計画

- ・宍粟市地域福祉計画
- ・宍粟市子ども・子育て支援事業計画
- ・宍粟市自殺対策計画

高齢者福祉の充実

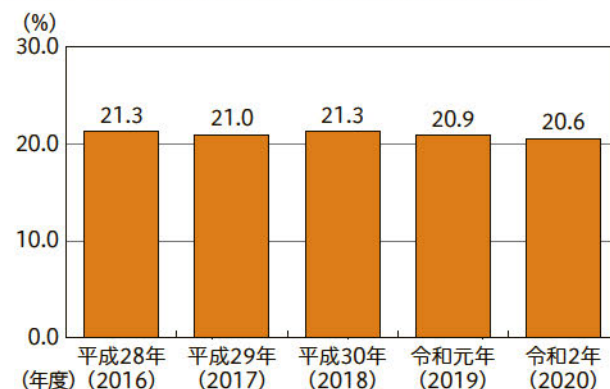
めざす
まちの姿

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし、心身共に健康で生きがいを持った生活を送り続けることのできるまちをめざします。

現状

- ◆本市では高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活できるよう、地域包括ケアシステムの充実に向けた取組を推進しており、生活支援コーディネーターを中心とした社会資源の把握や協議の場づくりを支援することで、地域の支え合い活動への意識を高めています。
- ◆総合相談事業では医療・介護・福祉・権利擁護・生活支援などについて、緊急性や家族の状況を考慮し、関係機関との連携により必要な支援につないでいます。
- ◆認知症に関する講座や予防教室のほか、認知症サポーター養成講座や修了者に対するステップアップ講座を開催し、認知症への理解を深めるとともに、認知症カフェにおいて相談や情報交換、認知症学習、地域交流を図っています。
- ◆認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、病院受診の勧奨や介護サービスなど、必要な支援につないでいます。
- ◆いきいき百歳体操教室を地域ごとに開設し、参加者数も増加しており、体操教室に集まった機会を利用して専門職を派遣し介護予防などの指導や普及活動を行っています。

■第1号被保険者数に占める要介護認定者の割合



資料：穴栗市調べ

課題

- ◇ひとり暮らし高齢者などの増加に伴い、さらなる支え合いの地域づくりや担い手づくりが必要です。
- ◇認知症サポーター養成講座について、地域や企業での開催回数が伸びておらず、特に北部での開催が少なく、さらなる参加者の増加による理解の浸透を図ることが必要です。
- ◇老人クラブから脱退する人が増加しており、地域によっては新規加入が少なく、加入率も低下しており、存続に向けた支援が必要です。
- ◇介護サービス事業所ではマンパワー不足が深刻化しており、介護人材の確保・育成、地元就労などを推進するための取組が必要です。

個別施策の方向性と主な取組 (★は総合戦略事業に関連する取組)

① 地域包括ケアの充実(★)

《施策の方向性》

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの一層の充実を図ります。

《主な取組》

- ①-1 医療と介護連携会議を活用し、情報共有等を行い、在宅生活におけるサービスの提供体制の充実を図るとともに、地域共生社会の実現に向け、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等の連携を強化し、専門職による多職種連携や地域住民などとの協働によって包括的な支援体制を整備します。
- ①-2 地域包括支援センターの適正な運営により、高齢者が地域で安心して暮らすことができる体制を確保するとともに、生活支援コーディネーターを中心として、社会資源の把握や地域課題の解決支援、支え合い活動などを推進し、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

- ①-3 認知症に関する知識及び相談窓口の普及啓発を推進するとともに、認知症カフェの普及、認知症サポーターの養成やスキルアップなどに取り組み、認知症高齢者を地域で見守り、支える体制づくりを推進します。
- ①-4 認知症地域支援推進員の充実を図るとともに、認知症初期集中支援チームによる専門的な見地から認知症の早期発見、早期対応に取り組みます。
- ①-5 自宅等の住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、訪問看護体制の強化、在宅医療連携拠点の整備、在宅医療と病院との連携強化、かかりつけ医等の推進を図るとともに、介護者の集いなど、介護家族支援の充実を図ります。

② 高齢者の生きがいづくり・介護予防事業の推進(★)

《施策の方向性》

高齢者がいつまでもいきいきと暮らせるよう、生きがいづくりや社会参加を促進するとともに、健康寿命の延伸に向け介護予防を推進します。

《主な取組》

- ②-1 高齢者の生きがいづくりや健康づくり、居場所づくりなどにつながる取組を推進します。
- ②-2 自主的な介護予防の場が地域の見守り拠点としての役割を持つ場として機能するよう推進します。
- ②-3 高齢者の多様な就業ニーズに合わせた就労機会の場の拡充に取り組みます。
- ②-4 介護予防・日常生活支援総合事業など、住民主体のサービス提供に向けた仕組みづくりを検討します。
- ②-5 フレイル健診の実施など、フレイル状態を早期に発見し、介護予防事業につなげる取組を進めます。

③ 介護サービス基盤の充実

《施策の方向性》

介護サービスの需要と供給のバランスを考慮しつつ、介護サービス基盤の充実を図ります。

《主な取組》

- ③-1 介護サービスの質と量の確保に努める一方で、介護給付の適正化を推進し、持続可能な介護保険制度の構築に取り組みます。
- ③-2 介護人材の確保・育成に向け、セミナーや講座を開催します。
- ③-3 高齢者数、要介護認定者数の適切な予測に基づき、介護サービス提供基盤の充実を図ります。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所(算出方法)
認知症サポーター登録者数	人	309	600	担当課保有の管理台帳(年度末)
【目標値の考え方】認知症サポーター養成講座を1年あたり20回を目標に開催し、受講者の中から毎年50人程度を目標にサポーター登録に結びつけ、認知症への理解と支援の取組を充実させる。				
助成制度を活用した福祉資格取得者数	人	16	介護サービス提供事業者が介護職(有資格者)を募集する人数	担当課保有の管理台帳(年度末)
【目標値の考え方】介護サービス提供事業所への介護人材実態調査に基づく介護職(有資格者)の募集人数を目標値とする。(平成29年度調査では72人、令和2年度調査においては37人に対する助成制度を活用した福祉資格取得者数)				
65歳以上の市民のうち「いきいき百歳体操」に取り組む人の割合	%	15.5 (R1)	17.6	いきいき百歳体操教室登録者数 ÷ 65歳以上人口
【目標値の考え方】登録者目標2,250人の達成及び体操に取り組む高齢者の割合増加に向け、いきいき百歳体操教室登録者数(2,250人) ÷ 第8期介護保険事業計画における令和8年度推計値・65歳以上人口(12,782人)				
第1号被保険者数に占める要介護認定者の割合	%	20.6	20.8	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】第8期介護保険事業計画の令和8年度推計値を目標値とする。				
認知症カフェ設置数	か所	10	現状値より増加	担当課保有の管理台帳(年度末)
【目標値の考え方】現状10か所の充実・維持と現状よりも開設の増加をめざす。				

障がい福祉の充実

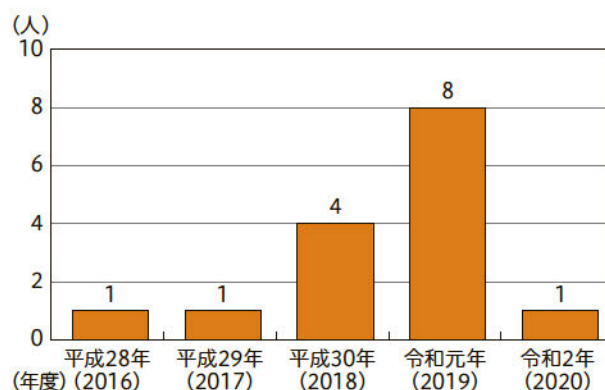
めざす
まちの姿

障がいのある人やその家族を支援する体制が充実し、地域住民と共に助け合い、支え合いながら住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるまちをめざします。

現状

- ◆当事者及びその家族で構成される各団体を支援することで、障がいのある人の社会参加の充実を図るとともに、就労支援事業所による販売会などを通じた市民との交流により、障がいのある人への理解を深めています。
- ◆障害者雇用促進セミナーを開催し、企業や就労支援事業所などへの雇用促進の啓発及び障がいのある人の受入促進に努めているほか、就労支援事業所等連絡会の開催による情報共有を図りながら、一般就労への移行支援を進めています。
- ◆グループホームや地域活動支援センター、就労支援事業所の支援を行うとともに、基幹相談支援センターが市内の民間相談支援事業所との連絡会を開催し、情報収集・提供、連携することにより、適切なサービスの提供につなげています。
- ◆子育て世代包括支援センターを中心に早期に障がいを発見し、療育訓練につなげることで、障がいの軽減と発達を支援するとともに、特別支援教育支援委員会において特別な支援が必要な児童に対する相談及び就学後の一貫した教育支援を行うための連携を図っています。

■福祉施設からの一般就労者数



資料：穴栗市調べ

課題

- ◇障がいのある人やその家族交流の場やスポーツ大会などに障がいのない人も参加し、障がいへの理解を深める環境づくりが必要です。
- ◇就労継続支援B型の利用者が増加する中、就労移行支援は減少傾向にあり、障がいの状態に応じた勤務ができる職種・業務の開拓や就労後のケアなど、就労定着の支援が必要です。
- ◇自宅での生活支援を希望する障がいのある人へのホームヘルプサービスの事業者やヘルパーの確保、医療的ケア児の家族のニーズの的確な把握、就学前の必要な支援に対応できるサービスの提供先の確保などが必要です。
- ◇一定の規模を有する事業主には障がいのある人の雇用が義務づけられており、企業などに対して障がいのある人の一般就労への理解と促進を図るとともに、一般就労への定着の支援が必要です。

個別施策の方向性と主な取組

① 障がいのある人の社会参加促進

《施策の方向性》

市民の障がいのある人への理解を深めるとともに、障がいのある人の地域における交流、就労など、社会参加を支援します。

《主な取組》

- ①-1 障がいのある人への正しい理解と認識を深めるための啓発により人権意識の高揚を図るとともに、地域住民などによる交流活動を推進します。
- ①-2 障がいのある人の雇用に対する理解を深めるため、企業や就労支援事業所に対して雇用促進セミナーの開催や啓発チラシの配布に取り組み、障がいのある人の就労への理解を図るとともに、就労支援相談員や無料職業紹介所と連携し、就労定着に向けた支援を行います。
- ①-3 障がいのある人と障がいのない人が平等に扱われ、一人ひとりの特性や場面に応じて生じる障壁・困難を取り除く個別の調整や変更を行う「合理的配慮」の必要性をあらゆる行政サービスや地域、市民、事業所の活動に浸透させるよう取り組みます。
- ①-4 障がいのある人が参加しやすい講座やスポーツイベントの情報を提供するとともに、講座などを通じた交流により障がいへの理解に取り組みます。

② 地域生活支援の充実

《施策の方向性》

障がいのある人が地域の中で安心して暮らすことができるよう、必要な支援の充実を図ります。

《主な取組》

- ②-1 必要なサービスが受けられる環境を確保できるよう、グループホームや地域活動支援センター、就労支援事業所の運営を支援します。
- ②-2 障がいのある人やその支援者のニーズの把握に努め、事業所や関係機関との連携を図り、日常生活のサービスの充実や必要な支援につなげます。
- ②-3 手話、点字、要約筆記、朗読、外出介助の奉仕員などの育成により、必要な支援の充実に取り組みます。

③ 保健福祉事業と相談体制の充実

《施策の方向性》

障がいのある子どもやその保護者などが適切な支援を受けることができるよう、相談体制や療育指導の充実を図ります。

《主な取組》

- ③-1 乳幼児健診等の保健部門や、子育て世代包括支援センター、幼稚園、保育所、認定こども園、相談支援事業所などの関係機関との連携のもと、障がいを早期に発見し、適切な医療や療育支援につなげます。
- ③-2 適切なサービス提供などを行うため、相談事業所や関係機関との連携を強化し、障がいのある子どもの相談支援の充実に努めます。
- ③-3 支援を必要とする児童への早期療育や放課後・長期休暇中の居場所の確保と、成人に至るまでの継続的な支援に取り組みます。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所(算出方法)
福祉施設からの一般就労者数	人	1	10(R4～R8)	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】1年間に福祉施設から一般就労につながる数はその時の社会情勢に左右されるため、単年の目標値ではなく、計画期間内で10名(年間2名)を目標とする。				
グループホーム利用者数	人	39	44	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】現状値(39人)を基準に令和8年度までに1事業所増を見込んで、1事業所につき5名増の44人とする。				
登録手話通訳者の有資格者数	人	10	16	担当課保有の管理台帳(年度末)
【目標値の考え方】宍粟市手話施策推進方針アクションプランの中で登録手話通訳者の有資格化を目標として掲げており、その目標値を参考として毎年度1名の増加を目標とする。				

社会保障の充実

めざす
まちの姿

社会保障制度が適正に運用及び運営され、誰もが安定した生活ができるまちをめざします。

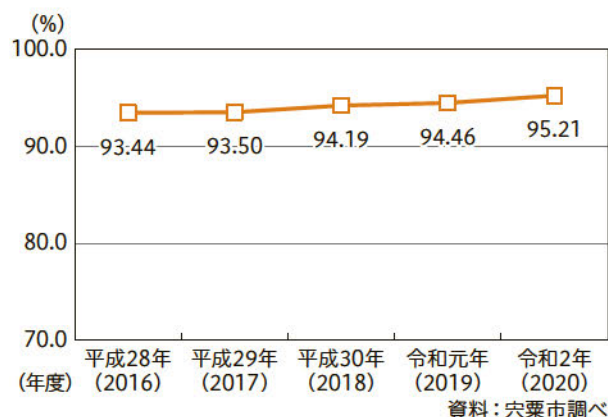
現状

- ◆本市の福祉医療費助成制度は高齢期移行者、乳幼児等、重度障害者、母子家庭等、高齢重度障害者医療費助成があります。
- ◆国民健康保険制度は医療保障を行う国民皆保険体制の基盤をなす制度として役割を果たしていますが、高度な医療技術による治療や生活習慣病等の治療に長期間を要する疾患などの増加により医療費が増大しています。
- ◆自立相談支援事業、就労支援事業、就労準備支援事業、子どもの学習支援事業を実施することにより、生活困窮者が生活保護に至る前に自立へつなげる支援を行っています。

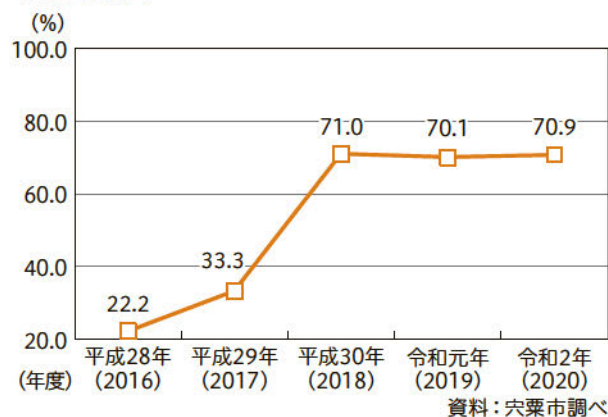
課題

- ◇長期にわたって安定した国民健康保険財政を維持していくため、医療費適正化の推進が必要です。
- ◇自助、互助による支援だけでは対応が難しい生活困窮者に対し、生活保護制度の適用を検討するとともに、生活保護に至る前の生活困窮者についても適切な支援に取り組むことが必要です。
- ◇家計管理に問題がある生活困窮者については生活支援や就労支援だけでは困窮状態から脱却することが難しいことが課題となっています。

■国民健康保険税現年課税分収納率



■就労支援を行った生活困窮者の内、就労に結びついた者の割合



個別施策の方向性と主な取組

① 福祉医療の適正な運用

《施策の方向性》

各種福祉医療費助成制度の周知と適正な運用を図ります。

《主な取組》

- ①-1 県の制度に準じて適正に運用していくとともに、国県の動向やニーズに対応した制度設計、運用を図ります。
- ①-2 制度の対象者が確実に利用できるよう、各窓口における相談・説明と適切な制度利用へのつなぎを行います。

② 国民健康保険事業の適正な運営

《施策の方向性》

国民健康保険の適正な運営と財政の安定化を図ります。

《主な取組》

- ②-1 国民健康保険税の適正な賦課と収納率の向上に努めるとともに、県とともに安定的な財政運営に努めます。
- ②-2 レセプト点検やジェネリック医薬品の使用促進、特定健診等の受診勧奨や重症化予防事業などにより医療費の適正化を推進します。

③ 介護保険事業の適正な運営

《施策の方向性》

介護保険制度の周知と適正な運営を図ります。

《主な取組》

- ③-1 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づいた介護保険事業の適正な運営を図ります。
- ③-2 高齢者福祉や介護保険制度のことが市民に分かりやすく伝わるよう広報に努めるとともに、相談窓口の充実を図り、適切な制度利用へつなげます。

④ 生活困窮者などへの対応

《施策の方向性》

経済的に困窮する世帯が社会から孤立せず、自立した生活を送ることができるよう、生活全般にわたる包括的支援を推進します。

《主な取組》

- ④-1 生活困窮者の自立に向けた生活支援や就労支援などに取り組むとともに、家計収支の均衡が取れていない、または多重債務を抱えるなどの課題のある生活困窮者を対象として家計改善支援を行います。
- ④-2 学習支援ボランティアの確保に努め、必要とする子どもへの適切な支援を行います。
- ④-3 生活困窮者などへのワンストップ型の支援を提供するため、地域や関係機関との連携強化を図り、早期把握、対応できるネットワークづくりを行います。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所(算出方法)
国民健康保険税現年課税分収納率	%	95.21	95.30	現年分収納額÷現年分調定額
【目標値の考え方】全国市町村との比較により設定された兵庫県国民健康保険運営方針(令和2年12月)に定める目標収納率(令和3年度:95.3%)を目標値とする。運営方針に定められた目標収納率が改正された場合はその収納率を目標値とする。				
ジェネリック医薬品数量シェア率	%	84.0	86.0	兵庫県国保連合会後発医薬品(ジェネリック医薬品)数量シェア集計表の数量シェア率
【目標値の考え方】厚生労働省の目標(令和2年9月までにシェア率80%)を参考に毎年1%増を目標とする。				
就労支援を行った生活困窮者の内、就労に結びついた者の割合	%	70.9	75.0	就労者÷就労支援対象者
【目標値の考え方】生活困窮者自立支援制度における国の目標値(経済・財政再生計画改革工程表 KPI)を参考とする。				

※国民健康保険税現年課税分収納率の目標値は兵庫県国民健康保険運営方針に定める目標収納率が改正された場合、その収納率を目標値とする。

関連する個別計画 | ・宍粟市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

心豊かにいきいきと学べるまちづくり

生涯学習の推進

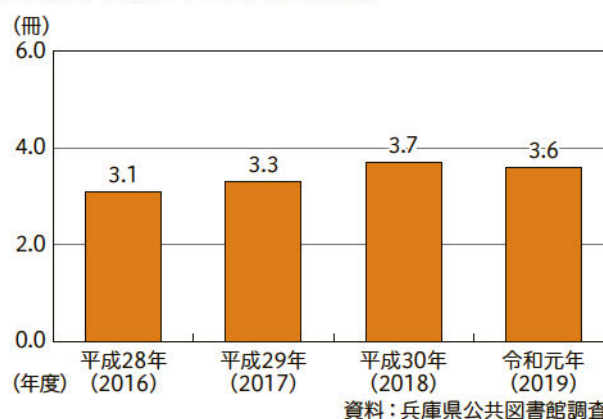
めざす
まちの姿

豊かな暮らしや充実した人生を送るため、すべての市民が主体となり、共に学び支え合い、その学習の成果を地域や家庭の中で生かすことのできるまちをめざします。

現状

- ◆市民大学では幅広い世代の人が入学できるよう、様々な種類の講座や教室を開催し、入学者の増加に努めています。また、SNSなどのソーシャルメディアを活用し、情報発信を行っています。
- ◆生涯学習センター登録団体に対し、子どもの体験活動等の指導者就任を働きかけるなど、指導ボランティアや学習リーダーの育成に取り組んでいます。
- ◆市内の社会教育施設などに学習スペースを設置することで、自主的な学習活動への支援を行っています。
- ◆読書活動については宍粟市読書活動推進計画に基づき、乳児への絵本の贈呈（ブックスタート）、移動図書館車の運行、デジタル録音図書（デージー図書）等の設置、電子書籍の貸し出し（電子図書館）などにより、誰もが本に親しむ機会の充実を図っています。

■市民1人あたりの図書貸出冊数



課題

- ◇生涯学習に自主的に取り組む市民や団体などに対する支援を継続して行い、市民の主体的な学びを育み、発展させていくことが必要です。
- ◇シニア世代のみならず、若い世代が親しみやすいテーマや学びのスタイルを取り入れるなど、ライフステージに応じた学習機会の充実を図ることが必要です。
- ◇あらゆる年代に応じた読書活動を推進するため、本に触れる機会の創出や市立図書館(室)において、来館者への本に関する情報提供などを効率的に行うとともに、さらなる蔵書の充実が必要です。
- ◇図書館は、本や資料・情報があるだけでなく、交流の場や居場所といった新たな機能が求められています。

個別施策の方向性と主な取組

① 誰もが学べる学習環境づくりの推進

《施策の方向性》

誰もが生きがいのある人生を送れるよう、生涯にわたり学べる環境づくりを推進します。

《主な取組》

- ①-1 生涯学習について、若い世代にとって親しみやすい学びのスタイルを取り入れるなど、様々な世代の市民が参加できるよう、講座や教室内容の充実や、参加しやすい日程での開催、効果的な情報発信を行います。
- ①-2 生涯学習センター登録団体などの活動を通じて、講師及び受講者が相互に学べる機会を創出し、生涯学習の担い手育成を促進します。
- ①-3 生涯学習に取り組む市民や団体などの相互交流の場を設け、生涯学習活動の活性化を図ります。
- ①-4 生涯学習に取り組む市民や団体に対する情報提供や相談対応を充実させるとともに、活動を支援することで登録団体の増加を図ります。

② 読書活動の推進と図書機能の充実

《施策の方向性》

あらゆる年代に応じた読書活動を推進するとともに、図書館施設の機能充実を図ります。

《主な取組》

- ②-1 市立図書館(室)の蔵書を充実させるとともに、司書によるレファレンス業務を充実させることにより、親しみやすく利用しやすい図書館づくりを推進します。
- ②-2 読書活動がより身近な生活の一部となるよう、移動図書館車の運行、デジタル録音図書の設置、電子書籍の貸し出しなど、多様な利用者に応じた図書館サービスを提供します。
- ②-3 就学前における本との出会い、学校教育での本との関わり、成人・高齢者における読書活動など、あらゆる年代に応じた読書活動を推進します。
- ②-4 家庭や地域、学校などとの連携により読書活動を推進するとともに、読書ボランティアと連携した取組を進めます。
- ②-5 情報拠点・市民の交流拠点として様々な市民ニーズに対応できるよう、市立図書館の機能や施設整備についてあり方を検討します。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所(算出方法)
しそく学びパスポート所有者数	人	203	234	担当課保有の管理台帳(年度末)
【目標値の考え方】参加者が固定化している現状にあるが、講座内容の工夫など、検討を行い、現状値を基準に1年あたり5人の増加を目標とする。				
生涯学習センター登録団体数	団体	56	62	担当課保有の管理台帳(年度末)
【目標値の考え方】近年減少傾向にあるが、新たな団体の登録に向け、広報・啓発に努めることで、年間で1団体以上の増加を目標とする。				
市民1人あたりの図書貸出冊数	冊	3.6(R1)	6.7	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】県内自治体の平均貸出冊数(令和元年度調査における平均数値)を目標とする。 ※貸出冊数 6.7 冊 / 年間・1人あたり				
電子図書館利用登録者数	人	170	364	登録申込書
【目標値の考え方】市立図書館(市内各図書室含)利用有効登録者(令和2年度時点:3,648人)の10%程度を目標値とする。				

関連する個別計画 | ・宍粟市社会教育振興計画 ・宍粟市読書活動推進計画

文化・芸術活動の推進

めざす
まちの姿

郷土の歴史・文化を学び、地域との結びつきや価値を見出すことで、ふるさとへの誇りと愛着を持つとともに、国際交流による異文化への理解を深め、伝統と豊かな文化が息づいたまちをめざします。

現状

- ◆本市は、播磨国風土記にも多くの里や村が記されるように長い歴史を有し、御形神社等の歴史的建造物や貴重な史跡、千町岩塊流等の天然記念物も数多く残されており、地域にはチャンチャコ踊りや獅子舞、伝統的な祭りなどの民俗芸能や伝統行事が伝えられています。
- ◆郷土の歴史や伝統文化に対する理解と関心を高めるため、宍粟学講座を開催しているとともに、県との協力により宍粟のたたら製鉄に関するフォーラムを開催しています。
- ◆市民の自主的な文化芸術活動の促進を目的として宍粟市文化協会への支援、芸術文化奨励金の支給などを実施しています。
- ◆外国人市民同士の交流や市民と外国人との交流等、多様な交流機会として、お茶ットルームや日本語教室、国際ふれあいまつりなど、国際交流協会の活動支援を行っています。



課題

- ◇市民が郷土の歴史や伝統文化への理解と関心を高め、文化財や伝統文化を後世に継承していくことが重要です。
- ◇伝統民俗芸能保存団体では構成員の高齢化により、団体の存続が難しくなっている地域もあり、後継者の確保・育成が必要です。
- ◇文化財や歴史展示施設などを学校教育や観光振興にも活用の幅を広げていくための検討が必要です。
- ◇外国人が暮らしやすい環境づくりを進めることが必要です。

個別施策の方向性と主な取組

① 歴史と文化資源の保全・活用

《施策の方向性》

市民の郷土の歴史や伝統文化への理解と関心を深めるため、歴史と文化資源の保存・継承と有効活用を図ります。

《主な取組》

- ①-1 指定文化財の保護、未指定文化財の情報収集と調査、古文書資料整理などを行い、貴重な歴史資料を後世に継承します。
- ①-2 地域の歴史や文化、郷土への理解を深めるため、より身近なテーマから専門性の高い内容まで、多様なニーズに対応した学習機会を提供します。
- ①-3 関係機関等と連携して歴史や伝統文化など文化資源の保存・継承に取り組むとともに、学校教育や観光振興へ活用します。
- ①-4 歴史的・文化的に関連が深い地域との連携を図ります。

② 地域の文化・芸術活動の推進

《施策の方向性》

地域の特性や文化・芸術資源を生かし、市民が文化・芸術に触れる機会の創出と主体的に活動できる環境づくりに努めます。

《主な取組》

- ②-1 文化・芸術活動の発表の機会や場所を提供します。
- ②-2 近隣市町との連携も含め、文化・芸術活動グループや団体について、交流による情報交換や課題の共有を促進するなど、持続可能な組織づくりに向けた取組を支援します。
- ②-3 文化財や伝統芸能などの保存について支援するとともに、次世代に継承するための人材育成に取り組めます。

③ 多文化共生と国際交流活動の推進

《施策の方向性》

異文化を理解し、文化の違いを尊重する多文化共生の地域づくりに向け、多様な交流活動を促進するとともに、外国人が安心して生活できる環境づくりを推進します。

《主な取組》

- ③-1 国際交流協会の活動を支援するとともに、協働により外国人市民同士の交流や、市民と外国人との交流など、多様な交流機会の確保に努めます。
- ③-2 異文化に対する相互理解を深める交流の場を提供するとともに、外国人が住みやすい環境づくりに努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所(算出方法)
文化芸術施設入場者数【延べ】	人	96,611 (H30)	97,200	担当課保有の管理台帳(山崎文化会館、穴栗市歴史資料館、山崎歴史郷土館、波賀城史蹟公園、たたらの里学習館の入場者数)
【目標値の考え方】過疎化や少子化などの影響により人口減少傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響がなかった平成30年度実績値(96,611人)を基準に年間で約100人の増加を目標とする。				
市指定文化財件数	件	115	124	担当課保有の管理台帳(年度末)
【目標値の考え方】文化財への指定には文化財審議委員会での審議が必要であり、年間で1～2件程度の指定が現実的であることから、概ね年間1.5件の増加を目標とする。				
外国人との交流イベント参加者数【延べ】	人	483 (R1)	573	国際交流協会が行う交流イベントの集計
【目標値の考え方】現状値からの大幅な増加は困難であることから令和元年度実績値(483人/年)を基準に年間15名の増加を目標とする。				
穴栗学講座受講者数【延べ】	人	234 (R1)	269	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】過疎化や少子化などの影響により人口減少傾向にあるが、現状値を基準に毎年5人以上の増加を目標とする。				

関連する個別計画 | ・穴栗市社会教育振興計画 ・穴栗市男女共同参画プラン

スポーツ活動の推進

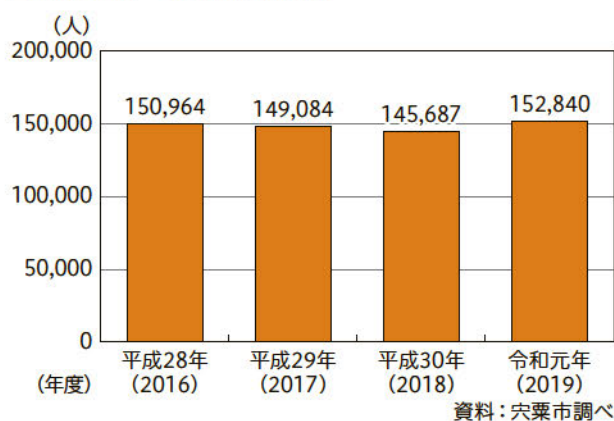
めざす
まちの姿

体力や年齢に関わらず、誰でも趣味や目的に応じて気軽にスポーツに触れることができ、生涯スポーツに親しむことで元気で生きがいにあふれたまちをめざします。また、「スポーツ立市」を掲げ、市民一人ひとりがスポーツに触れることを通じて、心身の健康と幸福を実感できるまちをめざします。

現状

- ◆「元気な穴栗」の実現をめざし、ラジオ体操の普及やウォーキングコースの設定など、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組んでいます。
- ◆地域や関係機関と連携し、マラソン大会、ロードレース大会などのスポーツ大会を実施することで、市内住民、市外住民の交流を図り、市の魅力のPRにつなげています。
- ◆少年期からのスポーツ意欲と競技力の向上を図るため、関係機関と連携し、トップアスリートを招いた教室などを実施しています。
- ◆スポーツ大会出場奨励金制度により、全国大会などに出場する選手や団体に対する支援を行っています。
- ◆カヌー競技場の整備やカヌー競技の大会誘致を行うとともに、少年少女カヌー教室などのイベントを通じ、カヌーに親しみを持ってもらう機会を創出しています。

公共スポーツ施設利用者数



課題

- ◇人口減少や高齢化などにより、指導者の育成が必要となっています。
- ◇地域スポーツの担い手となるスポーツクラブ21について、団体の活性化や自立的な活動の促進につながる取組が必要です。
- ◇老朽化が進むスポーツ施設について、市内全体でのスポーツ施設のあり方を整理したうえでの更新などが必要となっています。



個別施策の方向性と主な取組 (★は総合戦略事業に関連する取組)

① 生涯スポーツ活動の推進 (★)

《施策の方向性》

スポーツを通じて市内外の交流を図るとともに、いつまでもスポーツに親しみ元気な生活が送れるよう、生涯スポーツ活動を推進します。

《主な取組》

- ①-1 市民のスポーツ活動への参加を促進するとともに、関係機関などとの連携により各種スポーツ活動の場を提供します。
- ①-2 ウォーキングリーダーやラジオ体操の指導員を育成し、気軽に取り組むことができるスポーツの普及促進を図ります。
- ①-3 誰もが安全で安心してスポーツ活動が行えるよう、スポーツ施設の適切な維持管理を行うとともに、市内全体でのスポーツ施設のあり方を検討します。

② 競技スポーツの強化と振興

《施策の方向性》

少年期からの競技スポーツの推進を図るとともに、競技スポーツ大会の誘致活動を支援します。

《主な取組》

- ②-1 スポーツ団体への活動支援やスポーツ大会の実施により、競技スポーツの推進を図ります。
- ②-2 トップアスリートを招いた教室などを開催し、選手や指導者の育成を推進します。
- ②-3 競技スポーツの推進を図るため、競技スポーツ選手・団体への国際・全国規模の大会出場に対する支援を行います。
- ②-4 カヌー競技をはじめとした競技スポーツ大会の誘致を積極的に行うとともに、音水湖の知名度向上に向けた取組や、大会に対する市民の関心を高めるための取組を行います。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所(算出方法)
公共スポーツ施設利用者数【延べ】	人	152,840 (R1)	現状値を維持	担当課保有の管理台帳
【目標値の考え方】過疎化や少子化などの影響により人口減少傾向にあるが、各種教室や大会を開催することでスポーツ人口の維持を目標とする。				
スポーツや競技で全国大会などに出場する個人または団体数	件	54 (H30)	現状値を維持	「宍粟市スポーツ大会出場奨励金交付要綱」に基づく奨励金交付件数
【目標値の考え方】学校やクラブチームで活躍する選手が増えているが、対象者の絶対数が減少傾向にある中で現状値を維持していくことを目標とする。				

関連する個別計画 | ・宍粟市社会教育振興計画

人権教育・
啓発の推進めざす
まちの姿

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がなく、人権が文化として定着したまちをめざします。

現状

- ◆本市では宍粟市人権施策推進計画に基づき、あらゆる人権が尊重される社会の実現に向けた取組を進めています。
- ◆市民の人権意識の高揚を図るため、人権に関する講演会や学習会、映画上映会等を開催しており、特に若年層の参加を目的としたフォーラムなどを実施しています。
- ◆複雑化、多様化する人権問題に対応するため、相談窓口の利便性の向上を図るとともに、相談員を増員するなど相談支援体制の充実を図っています。
- ◆本市では宍粟市 DV 防止・被害者支援基本計画に基づき、暴力を許さない人権意識の高いまちづくりや被害者の支援など、関係機関と連携した総合的な取組を進めています。

課題

- ◇セクハラやパワハラに代表されるハラスメント、DV、インターネット上での人権侵害、性的指向及び性自認等による偏見・差別など人権問題は複雑化、多様化しており、市民一人ひとりが人権に対する正しい理解と認識を高めることが重要です。
- ◇人権感覚を磨き、人権意識を高めるための講演会や学習会などへの参加者が少なく、特に若年層の参加者を増やすことが課題となっています。
- ◇多様性を認め合い互いの人権を尊重し合う社会の実現に向けて、人権問題を他人事としてではなく、自らの問題として意識することが大切です。



個別施策の方向性と主な取組

① 人権教育・啓発の推進

《施策の方向性》

一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現に向け、市民の人権問題に対する理解を深めるための人権教育・啓発活動を推進します。

《主な取組》

- ①-1 女性、子どもや高齢者、障がいのある人、外国人等に関する人権問題、同和問題、性の多様性、感染症、インターネット上での人権侵害等、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、市民が主体的に参加できる講演会・学習会や啓発イベントなどの充実により、人権意識の高揚を図ります。
- ①-2 若年層を主な啓発対象とした参加型啓発事業やインターネット・SNS等を通じた啓発活動など、若い世代が人権について考える機会の充実を図ります。

② 人権擁護（相談・支援・救済）の充実

《施策の方向性》

様々な人権問題に対応した人権擁護の充実に努めます。

《主な取組》

- ②-1 様々な人権問題に対応するため、職員の資質向上を図るとともに、問題解決に向けた関係機関との連携の強化を図り、相談体制の充実を図ります。
- ②-2 人権侵害に関わる事件について、その背景や要因を探り、再発防止に向けた取組を実施します。

③ DV 対策などの推進

《施策の方向性》

DV を許さない意識啓発を推進するとともに、DV 被害者などへの相談・支援体制の充実を図ります。

《主な取組》

- ③-1 職場や地域等、あらゆる生活の場を通じて、幅広い年齢層を対象に DV 関連講座やセミナーなどを開催し、DV についての正しい知識を深めるとともに、DV 防止に向けた啓発を推進します。
- ③-2 関係機関との連携を強化し、DV 被害者などへの相談体制を強化するとともに、発見から自立した生活の再建まで、段階に応じた切れ目のない支援を行います。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
人権学習会などの実施回数	回	165 (R1)	171	担当課保有の管理台帳（関係各課で行う人権学習などの実施回数を集計）
【目標値の考え方】人権学習会などの実施母体は各自治会における学習会となっている。今後、自治会の数が増加するといった見込みはないため大幅な増加は難しく、令和元年度実績値（165 回 / 年）を参考に 1 年間あたり 1 回の増加を目標とする。				
人権に関する啓発活動や講演会などへの若年層の年間参加者数【延べ】	人	415 (R1)	500	担当課保有の管理台帳（関係各課で行う人権講演会等のアンケート調査等を集計）
【目標値の考え方】人権意識の高揚を図るため、より多くの市民への人権教育や啓発活動が重要であることに加え、若年層を主な啓発対象とした事業の実施などによる参加者の増加を見込むため、他自治体の取組状況等を参考に現状値から 20% の増加を目標とする。				

関連する個別計画

- ・ 宍粟市人権施策推進計画
- ・ 宍粟市社会教育振興計画
- ・ 宍粟市 DV 防止・被害者支援基本計画